

明日香村観光二次交通実証事業実施事業者募集要項

1. 事業者募集の目的

明日香村では、「飛鳥・藤原」の世界遺産登録を主な契機として、広域周遊環境の整備や地域魅力の向上、また、多様性の充実化や SDGs 対応等の推進を図っていくことが、持続可能な観光地経営の観点から、その必要性及び重要性が高まっている状況となっており、それらの実現に向けて、民間事業者の能力と経験および知識を活かし、柔軟かつ弾力性のある有益な車両管理及び事業運営を営むことができる観光二次交通実証事業の実施事業者を募集します。

2. 明日香村観光二次交通実証事業の概要

(1) 事業の概要

実証車両を用いてレンタカー事業等を実施運営するとともに、一般社団法人飛鳥観光協会（以下、観光協会という。）、及び、関係団体等との有機的連携による事業企画立案及び事業運営を行い、実証事業の成果及び評価等を観光協会に報告を行うものとします。

なお、本事業は観光協会が、明日香村から受託して実施するものです。

(2) 実証車両の仕様等（予定）

【名称】 ZINMA（ジンマ） ハイエンドモデル

【道路運送車両法の種別】 側車付軽二輪

【航続距離】 100 km～120 km

【最高速度】 45 km/h

【バッテリー】 リン酸鉄リチウムイオンバッテリー

【定員】 3人

【積載重量】 200 kg

【サイズ】 2,160mm(全長)×1,150mm(全幅)×1,680mm(全高)

【タイヤ】 前 120/70-R12、後 135/70-R12

【車両重量】 420 kg

【充電時間】 100V (5～6h)、200V (3～4h)

【モーター】 3,000W

【制動システム】 油圧方式/前後ディスク

3. 実施事業者が行う業務

本募集要項及び、明日香村観光二次交通実証事業に係る業務仕様書に準拠した業務とします。

4. 実証実験の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）とします。

ただし、事業期間については、事業成果等を観光協会及び明日香村が評価した上で、

令和7年度まで1年間の延長申請が行えるものとします。

また、実施事業者による車両管理及び事業運営を継続することができないと観光協会が認めるときは、その指定を取り消しまたは、期間を定めて全部若しくは、一部の停止を命ずることがあります。

この場合、実施事業者に損害が生じても、観光協会はその賠償の責めを一切負いません。

5. 車両管理及び事業運営の経費

車両管理及び事業運営については独立採算制を基本とします。

ただし、レンタカー事業開始に必要な初期費用については、観光協会と協議のうえ必要性を判断した上で、観光協会が負担します。

その他の条件等については、明日香村観光二次交通実証事業に係る業務仕様書に準拠するものとします。

6. 応募資格

次の(1)から(3)の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 一般社団法人飛鳥観光協会の会員であること。
- (2) 団体であること。(法人格の有無は問いませんが、複数の団体で構成する共同企業体は除きます。)
- (3) 本事業に必要な許可等、法令上の資格を有している、または令和5年3月末日までに有することができること。
- (4) 団体またはその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、明日香村における一般競争入札の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の第2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - オ 地方自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 明日香村暴力団排除条例第2条1号から3号に定める者
 - キ 国税および地方税等を滞納している者
 - ク 政治団体(政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体)
 - ケ 宗教団体(宗教法人法第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体)

7. 募集の期間及び申請

- (1) 募集要項の閲覧期間・閲覧方法

期間：令和4年12月14日（水）から令和4年12月25日（日）

時間：午前9時00分～午後5時00分

場所：一般社団法人飛鳥観光協会ホームページ及び事務所

明日香村大字越6-3

一般社団法人飛鳥観光協会 TEL 0744-54-3240

(2) 申請受付期間・受付場所等

期間：令和4年12月21日（水）から令和4年12月25日（日）

時間：午前9時00分～午後5時00分

場所：一般社団法人飛鳥観光協会へ持参して下さい。

申請書類の部数は、すべて正1部、副4部（副は複写可）の5部とします。

また、書類については一切返却致しません。

(3) 質問受付期間・受付場所等

期間：令和4年12月14日（水）から令和4年12月17日（土）

時間：午前9時00分～午後5時00分

場所：一般社団法人飛鳥観光協会へ E-MAIL にて質問票（様式第3号）を送付ください。

回答：令和4年12月19日（月）午後5時00分までに送付された E-MAIL アドレスに回答致します。

8. 申請書類等

以下に掲げる書類を提出してください。

(1) 申請書（様式第1号）

(2) 事業提案書（様式第2号）

(3) 当該団体の経営状況を証明する書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している場合のみ）

(4) 申請資格を有していることを証明する書類

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類

エ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）
又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(5) その他村長が必要と認める書類

9. 実施事業者の選定

(1) 選定方法

選定審査会において、提案内容等の書類審査を実施したうえで選定します。選定結果を明日香村に報告します。

(2) 選定結果の通知方法

選定結果は、次項により実施事業者を決定したのち、申請書類を提出した応募者全員に通知します。

10. 実施事業者の決定

(1) 決定方法

明日香村が、選定結果について、明日香村観光二次交通実証事業の執行等に支障がないと総合的に判断した上で決定します。

(2) 契約の締結

実施事業者は、車両管理及び事業運営を開始する日までに、一般社団法人飛鳥観光協会と機械賃貸借契約を締結してください。

11. 添付書類（ダウンロードしてください。）

- (1) 明日香村観光二次交通実証事業に係る業務仕様書 PDF ファイル
- (2) 申請書（様式第1号）Word ファイル
- (3) 事業提案書（様式第2号）Word ファイル
- (4) 質問票（様式第3号）Word ファイル